

様式第 8 号

指令第 1 4 5 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2
有限会社タナベ

氏 名 代表取締役 田邊 宏

令和 8 年 9 月 1 0 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ボサ・伐根・遺品整理品等）
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称		帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2 有限会社タナベ
許 可 期 間	令和 8 年 9 月 2 6 日から 令和 1 0 年 9 月 2 5 日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許 可 条 件	収集した廃棄物の搬入場所	清水町が指定する場所
	そ の 他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和 8 年 9 月 2 4 日

清水町長 辻 康 裕

